

意見書

平成 20 年 7 月 14 日

総務省 情報通信国際戦略局
情報通信政策課 御中

郵便番号 105-7304
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) びーびーかぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクBB株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクテレコム株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクモバイル株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

「通信・放送の総合的な法体系について(中間論点整理)」に対する意見募集に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、「通信・放送の総合的な法体系について(中間論点整理)」(以下、「中間論点整理」という。)に対する意見募集に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。

以下のとおり弊社共の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

項目	意見
<p>1. 法体系全般に関する主な論点 (1) 法体系の全体構造の見直し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通信・放送の総合的な法体系(以下、「融合法制」という。)への移行は、大規模かつ抜本的な法改正であり、関係事業者の事業運営並びに事業者間の競争環境、ひいては国民が享受するサービスにも相応に影響を及ぼすものになると考えられます。新たな法体系への移行の結果、特定の事業者が有利に事業運営を行えるようになったり、特定の利用者が不利益を被ったりするようなことがあってはならないことは言うまでもなく、新たな法体系は、事業者間の適正な競争を促進し、それをもって国民利便の最大化に資するものである必要があります。 その意味で、新たな融合法制は、基本的にはレイヤー型法制度への移行とともに通信・放送の各規制を整合化・合理化することに併せて大幅な規制緩和を実現し、各々の事業者の自由な戦略に基づく自由競争を可能とするものである必要があります。さらに、利用者利益最大化のためには、公正競争環境の確保が不可欠であり、規制緩和の実現、自由競争の確保とともに、ボトルネック設備を有する事業者に対して厳格な規制を課すという非対称規制の体系を維持することが必要です。 なお、この非対称規制は、自由競争の結果、多くの市場シェアを獲得した事業者に対しても一律に規制を課すものであってはならず、規制の対象は電気通信における加入者回線等のボトルネック設備を有する市場支配的事業者に限定する必要があります。 ・ すなわち、ボトルネック設備を有する事業者である NTT 東西殿に対して、NTT 法や電気通信事業法等により現在課されている各種規制は、事業者間の公正な競争環境を確保するために不可欠であり、新たな法体系の下においても引き続き維持される必要があると考えます。

項目	意見
	<p>また、通信・放送の在り方に関する政府与党合意(平成 18 年 6 月 20 日)において、NTT 殿の組織問題については、2010 年の時点で検討を行い、その後速やかに結論を得ることになってはいますが、融合法制への移行においては、NTT 殿の組織問題に関する議論の動向を踏まえた法体系の整備が必要不可欠であり、融合法制に係る法案の国会提出を 2010 年、同法の施行を 2011 年と予定していることに鑑みると、NTT 殿の組織問題に関する議論を 2010 年を待たずに早急に開始すべきであると考えます。なお、融合法制の目的が、真に公正な競争環境を整備し、サービスの多様化を推進し、ユビキタス社会を実現するというものであるのなら、NTT 殿の資本分離・上下構造分離の実現は必要不可欠であると考えます。</p>
<p>1. 法体系全般に関する主な論点 (2) 新たな法体系の理念・目的</p>	<p>【中間論点整理 1(2)①及び③についての考え方】</p> <p>① 研究会報告書において実現すべき基本理念とされた「情報の自由な流通」、「ユニバーサルサービスの保障」及び「情報通信ネットワークの安全性・信頼性の確保」についてどう位置付けるべきか</p> <p>③ ①の「情報の自由な流通」に密接に関係する概念であり、現行の放送法の目的にもある「表現の自由の確保」をどう位置付けるべきか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「情報通信ネットワークの安全性・信頼性の確保」は伝送設備レイヤーに関する基本理念です。この理念が、ICT 技術によりもたらされる恩恵の全国民による享受ということも含めた「ユニバーサルサービスの保障」を下支えするものと考えます。 ・ このような「ユニバーサルサービスの保障」は、高度 ICT 社会におけるシビルミニマムというべきものであり、これを基礎として生活の質が向上し文化が創造されていくものです。その上で、コンテンツレイヤーにおいて「情報の自由な流通」が確保されることにより、これまでにない新規なサービスが創出され、新たな産業が興り、あるいは既存産業の効率を飛躍的に向上させるなどの新たな産業革命ともいえるべき経済・社会の変革を起こすこととなります。 ・ また、「情報の自由な流通」の文化的側面に着目すれば「表現の自由」が憲法上の要請として確保されなければなら

項目	意見
	<p>ず、「表現の自由」は、単に表現する自由だけを意味するものではないことは明らかであって、その本質的な意味として表現したものを流通させる自由を含んでいなければならないものと考えます。</p> <p>【中間論点整理 1(2)②及び④についての考え方】</p> <p>② 研究会報告書では基本理念を体现するための保護法益とされた「公正競争の促進」、「イノベーションの促進」、「国際化への対応・国際競争力の強化」についてどう位置付けるべきか</p> <p>④ 放送の視聴者やサービスの利用者等の利益の確保・向上をどのように位置付けるべきか</p> <p>・ 融合法制が、新たな産業革命を担う法律であるからには、最低限の前提条件として情報通信産業における民主的な市場機能、すなわち「公正競争」が確保されるべきであって、これをもって融合法制の第一の保護法益とされるべきであると考えます。</p> <p>「イノベーションの促進」については、「公正競争の促進」からもたらされる成果と位置付けられるべきであって、「公正競争の促進」と「イノベーションの促進」を並列的にとらえて、その二者間で利益の衡量が行われるようなことがあってはならないものと考えます。</p> <p>「国際化への対応・国際競争力の強化」についても同様であって、これも「公正競争の促進」があって初めて実現されるものであり、「公正競争の促進」を犠牲にして達成されるような「国際競争力の強化」などはないものと考えます。</p> <p>【中間論点整理 1(2)⑤についての考え方】</p> <p>⑤ 現行法に規定されている目的である「電波の公平且つ能率的な利用」「事業の適正かつ合理的な運営」「公正な競争の促進」「公共の福祉の増進」などとの関係をどのように取り扱うべきか</p> <p>・ 行政法の範疇に入る融合法制の目的規定は、行政機関に向けられた条文解釈の指針として公正な行政を国民に担</p>

項目	意見
	<p>保するという重要な機能を有しています。今後、通信・放送の融合分野ではかつて経験したことのない問題について行政機関として判断が求められる場合が想定されますが、この場合条文に則って判断することはもちろんですが、条文の適用というプロセスにおいては条文解釈という作業が必要になります。この解釈にあたって融合法制の目的規定に示されている他の条文の解釈の指針は、常に条文解釈の拠り所となるものであり重要なものと考えます。</p> <p>他の条文の解釈の指針として最も重要なものは「公正な競争の促進」と考えます。「公正な競争の促進」の目指すところは「利用者の利益の確保・向上」であり、「公共の福祉の増進」はこれらの帰結としてもたらされるものと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記の考え方と同様に、「事業の適正かつ合理的な運営」についても「公正な競争の促進」と「利用者の利益の確保・向上」との関係で考えられるべきであると考えます。 ・ また、「電波の公平且つ能率的な利用」が求められるのは、その希少性から来るものですが、これが確保されなければやはり「公正な競争」が阻害されることから、「電波の公平且つ能率的な利用」も「公正な競争の促進」と無縁ではないものと考えます。
<p>1. 法体系全般に関する主な論点 (3)包括化の対象とすべき法律の範囲</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電波法は情報通信には直接関係しない部分を含んでいますが、これは通信・放送の融合を促進するという大きな目的の前では単なる例外的な部分というべきであり、電波法を包括化の対象外とする理由にはならないものと考えます。 ・ また、NTT 殿の存在は情報通信市場においても避け得ない影響を有するものであり、現行の電気通信事業法などにおいても NTT 殿を想定した非対称規制が盛り込まれています。融合法制によるレイヤー型法体系への転換に際しても、NTT 殿の在り方を想定した法整備が実施されない限り、融合法制において整備すべき規律が不十分なものとなることを懸念します。仮に融合法制の業法としての性格から特定の法人に関する規律を含めることが適当ではないとされ、NTT 法を包括化できないとしても、融合法制の策定にあたってはレイヤー型法制度下での NTT 殿の在り方を検討し、これを踏まえて具体的な規律の整備を実施することが必要と考えます。
<p>1. 法体系全般に関する主な論点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報通信社会は依然として発展段階にあり、今回の融合法制の策定はさらなる発展を図ろうとしているものと理解して

項目	意見
(4) 情報流通における配慮事項	<p>います。この際に、融合法制において情報の流通を過度に規制することは、情報の自由な流通を萎縮させ、ひいては情報通信社会の発展を阻害する可能性があることから適当ではありません。従って、融合法制において情報流通に係る過度な法規制は行わず、法規制を実施したとしても倫理規定や通則的な規定にとどめることが適当と考えます。</p>
<p>1. 法体系全般に関する主な論点 (5) 規律の国際化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報流通の国際化に対応するためには、国際的な規律との整合を確保することが必要となりますが、現状、諸外国の規律体系においては、著作権法上で「通信」と「放送」を区別しつつも、包括的に取り扱っているものが主流となっているものと認識しています。この点を踏まえ、融合法制においても同様の整理を行い、規律の国際化を図ることで、日本の情報通信サービスやコンテンツに係る国際競争力を確保することが可能となるものと考えます。具体的には、「メディアサービス」と定義づけられたサービスについては、全てのサービスが同様の取扱いを受けられるよう、融合法制への移行に伴いメディアサービスに係る規律を定める必要が生じる著作権法及び関連法令上において、各関係法令相互間の整合性を確保することが必要と考えます。このように規律の国際化を図らなければ、情報通信サービスやプロシューマによるコンテンツ等が海外に流出し、我が国の ICT 産業の空洞化を招くことになるものと懸念されます。
<p>2. 伝送設備規律に関する主な論点 (1) 電波利用の目的・区分</p>	<p>【中間論点整理 2(1)①についての考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 無線局の免許申請において、通信・放送両方のサービスを行うための申請ができるような制度は可能か(例:利用目的を大括りにした無線局免許制度;通信と放送両方の目的を持つ無線局の申請を一括して行える制度など) ・ 通信・放送両方のサービスを行うための申請を可能とする制度は、以下の点等に検討を加えることで実現可能であると考えます。 現在の周波数割当てのプロセスでは、電波法において無線局の申請にあたり、その目的を明らかにすることが必要となっています。具体的には、周波数の国内分配の決定にあたり電波法第 26 条に基づき免許の申請等に資するため公表される周波数割当計画において「電気通信業務用、公共業務用及び放送事業用等、無線局の目的別の周波数割

項目	意見
	<p>当て」等の審査基準が用いられており、周波数割当計画においては、無線局の目的は「電気通信業務用」「放送用」等に分かれています。このため、通信・放送両方のサービスの用途に使用可能とするためには、当該目的を「電気通信業務用」及び「放送用」等として併記可能とする必要があるものと考えます。</p> <p>また、無線局免許申請にあたっては、無線局免許手続規則第 4 条に基づき、現在は通信と放送で申請書に添付する「無線局事項書」及び「工事設計書」の様式が異なるため、この様式を統一する必要があるものと考えます。</p> <p>【中間論点整理 2(1)②についての考え方】</p> <p>② 免許を受けた後の柔軟な用途の変更を可能とする制度は可能か(例:放送用の免許を、後からオンデマンド等の通信サービスにも使えるような目的変更を可能とする制度;一時的に利用しない周波数が出た場合にそれを他の用途に活用できるような制度など)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現状、ブロードバンドの普及に伴い放送と通信の技術的な垣根がなくなっているため、既に割り当てられている周波数についても簡易な手続きで柔軟に用途の変更を行うことを可能とする制度が必要であると考えます。この柔軟に用途の変更を可能とする制度は、前項で述べたように通信・放送両方のサービスを行うための申請を可能とする制度を整えることにより、実現することが可能であると考えます。 <p>例えば、携帯電話用に割り当てられている周波数に対して、放送サービスを行うことが出来る手続きを可能とする制度があれば、国民が多様なサービスを享受できるようになり、また周波数のエリア的・時間的な有効活用につながるものと考えます。</p>
<p>3. 伝送サービス規律に関する主な論点</p> <p>(1) 伝送サービス規律の再編</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中間論点整理における、「外形的に伝送サービスとして共通に括りうるものは、基本的に電気通信事業法の規律体系に取り込んで規律の一元化を図る」という点については、放送が電気通信の一類型であることから、伝送サービス規律を検討する際の基本的な方針として妥当なものと考えます。

項目	意見
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 伝送サービス規律を整備する際には、電気通信事業法のボトルネック性(不可欠性)に基づく市場支配的事業者に対する既存の非対称規制を維持し、法体系の見直しに伴って当該事業者に対する規制が緩和されないことが前提となります。さらに、融合法制への移行に伴い、規律の包括化やレイヤー型法体系への移行に伴う新たな非対称規制についても検討の上、規律を追加的に整備することが必要と考えます。 ・ また、中間論点整理では「当該体系で捉えきれない部分に関して特別規定や適用除外規定を設けることについて検討するのが適当」とされていますが、このような特別規定及び適用除外規定は可能な限り設けず、包括的な規定とすることが適当と考えます。電気通信事業法を基礎に規律を整備する場合において、特別規定及び適用除外規定の対象となるのは、主に従来からの放送事業者と想定され、従来と変わらぬ放送固有の規律が適用されることになるものと懸念されます。このような状況では、融合法制移行の目的である「通信・放送の融合・連携」が実現せず、問題があるものと考えます。現状では融合法性下における事業者の地位についての考え方が明らかになっていませんが、融合法制への移行後は伝送サービスを提供する事業者の地位は全て同等の規律の下で定められ、既存の通信事業者、放送事業者、CATV 事業者などの違いに係らず、全ての事業者が同等の地位を得られるようにすべきと考えます。
<p>4. コンテンツ規律に関する主な論点 (1) メディアサービス(仮称)の範囲</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中間論点整理では、メディアサービスの定義として、「従来の放送の概念(公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信)に範囲をとどめる方向で検討することが適当ではないか」とされていますが、この点に関しては慎重な検討が必要なものと考えます。現在 IP サービスを活用した新たな放送サービスが提供されており、今後も様々な手段・技術・伝送路を用いた放送類似サービスが登場することが想定されるため、融合法制においては、これらのサービスを取り込むことが可能な柔軟な定義づけを行うことが必要と考えます。すなわち、「メディアサービス」は、情報が公然性を有するものであれば、有線、無線の別や、技術方式の差異、伝送路、端末、蓄積性の差異によっては区別されないと解することも含め、その概念について明確に定める必要があると考えます。また、従来の放送の概念より「直接」を削除し、「公衆によって受信されることを目的とする電気通信の送信」と変更することで、より柔軟な対応が可能となるものと考えます。

項目	意見
	<ul style="list-style-type: none"> 加えて、「メディアサービス」と定義づけられたサービスについては、全てのサービスが同様の取扱いを受けられるよう、融合法制への移行に伴いメディアサービスに係る規律を定める必要が生じる著作権法及び関連法令上において、各関係法令相互間での整合性を確保することが必要と考えます。
<p>4. コンテンツ規律に関する主な論点</p> <p>(2) メディアサービスの区分</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「特別なメディアサービス」における、「特別な公共的役割」を担うものとそれ以外という区分けの定義を明確化し、事業者の事業活動の萎縮を生じさせないように配慮すべきと考えます。この区分けの定義の明確化を行う際には、「通信・放送の総合的な法体系に関する研究会報告書」(平成 19 年 12 月 6 日)に述べられていた「特別な社会的影響力」の程度による区分けと同視する、若しくは含まれると解釈することについて検討することが必要です。 例えば、現状の VOD サービスや IP マルチキャスト方式による地上デジタル放送や衛星放送の再送信は、「特別メディアサービス」や「その他のメディアサービス」等のいずれの区分に該当するのか明確になっていません。また、「特別メディアサービス」や「その他のメディアサービス」等と定義された各区分への適用の枠組み(例えば、事業者毎の適用なのか、伝送方式、コンテンツ毎の適用なのか等)が不透明であるため、各区分の適用対象や範囲を今後の検討の中でより明確にしていくことが必要であると考えます。なお、「特別なメディアサービス」については、現時点では「地上波テレビ放送」、「地上波ラジオ放送」に限定し、今後サービスの多様化が進展した場合にも限定列举とすべきと考えます。 以上の明確化を図った上で、各区分における規制内容を整理する必要があると考えますが、通信・放送の融合サービスを進展させ、多様なサービスを創出するためにも、コンテンツに対する規制は最小限に留めることが必要であり、その他のメディアサービスに関しては大幅な規制緩和を検討すべきであると考えます。そもそも、情報伝達の方法の違い(あるコンテンツが通信・放送において提供される場合と、新聞等の他のメディアにおいて提供される場合等)によって規制の内容が異なることは問題であり、同じコンテンツが、伝達する媒体の違い(ビットレートが異なるものを含む)によって不公平に取り扱われることのないようにすべきであると考えます。 一方で、特別メディアサービスを提供する者は、特別な社会的役割を担う者であるとともに、電波法による参入規制の

項目	意見
	<p>存在に加え、今後も維持される可能性が高い取引関係における優越的地位を有する者として、多様な伝送方式等の選択肢を用意した上で、そのサービス対象地域内においてはあまねくコンテンツを視聴できる環境を視聴者に提供する責務が生ずるものと考えます。このため、特別メディアサービスに該当するコンテンツを提供する事業者が、多様な伝送路・伝送技術を採用できるような枠組みと、他の事業者から再送信を行いたい旨の申出があった場合に、当該事業者が、多様な伝送路・伝送技術を用いて再送信を実現できる制度を整備することが必要と考えます。また、このような主に社会的な責務を果すためのコンテンツの一次利用(再送信含む)だけでなく、より一層の二次利用を促進させるような規制の導入を、諸外国の事例等も参考にしうで検討することが必要と考えます。</p> <p>このため、特別メディアサービスを提供する事業者のコンテンツに関しては、自社の関係事業者にのみ提供するなどの差別的取り扱いを禁じ、すべての事業者に対して同等の条件で提供することを義務付けることが必要であり、他の事業者からの再放送、再送信の申出があった場合において、これを拒否する場合には、その理由を申請者に示す事を義務付けるとともに、申請者側が不服な場合に申立てを行えるオープンな裁定制度を設ける等、公正なコンテンツ流通が図られる制度整備が行われるべきであると考えます。</p>
<p>4. コンテンツ規律に関する主な論点 (3) メディアサービスに関する具体的規律</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別メディアサービスを提供する事業者は、特別な社会的役割を担うことから、当該事業者が取り扱うコンテンツについては、基本的に現在の規制と同等水準の規制を課すことが適当と考えます。具体的には、特別メディアサービスについては、上記(2)で述べたとおり、限定列举とした上で現行の規制を課すことが望ましいと考えます。 ・ 一方、その他のメディアサービスを提供する事業者におけるコンテンツの取扱いについては、特別メディアサービスのものと明確に区別するため、原則自由とし、何らかの規律を適用する場合であっても、最低限のものに限定すべきであると考えます。 <p>現在同じく「社会的影響力」を持つ新聞等印刷メディアと違い、「放送」のみが一定の規制を受けていますが、これは、「電波の有限性」に起因する公共性及びそれに伴う事業者の限定性を理由とした規制であると理解しています。この点に鑑みれば、資源的制約のないブロードバンドによるIPマルチキャスト等については、従来の放送規制をそのまま適</p>

項目	意見
	<p>用することは適切ではないものと考えます。また、衛星放送等その他の電波を利用するその他のメディアサービスについても、多様なメディアの新規参入を促し、コンテンツ市場を活性化するために、等しく現行の放送規制を緩和する方向で、必要最小限度の規制にとどめることを検討すべきであると考えます。具体的には、コンテンツ規律の取扱いを以下の通り緩和することが適当と考えます。</p> <p>[公共性の観点から自主規制を含め、一部規律維持が検討しうるもの]</p> <ul style="list-style-type: none"> - 番組準則(政治的公平の確保、論点の多角性等) - 番組審議会、解説字幕番組 - 番組保存 - 広告規制 <p>[規律の緩和が可能と考えられるもの]</p> <ul style="list-style-type: none"> - 調和原則 - 災害放送 - 候補者放送
<p>4. コンテンツ規律に関する主な論点 (4) マスメディア集中排除規制</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ マスメディア集中排除規制は、電波の希少性、有限性が前提となった考え方であり、ブロードバンドの進展に鑑みれば、「通信・放送の在り方に関する懇談会報告書」(平成 18 年 6 月 6 日)に基づき、緩和する方向で検討されるべきであると考えます。これに従い、その他のメディアサービスを提供する事業者については、マスメディア集中排除規制の適用は不要と考えます。 ・ 一方で「公正競争促進」という観点において、特別メディアサービスを提供する事業者については、コンテンツレイヤーにおける優越的地位を有するという考え方に基づき、同等の規制が維持されるべきであると考えます。
<p>4. コンテンツ規律に関する主な論点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的にコンテンツ規制は、表現の自由を最大限に保障し、また従来通信と放送の枠を越えた新たなサービスの創

項目	意見
(5) オープンメディアコンテンツ(仮称)に関する規律	<p>設、情報通信産業の更なる発展のためにも、必要最小限とし、原則、事業者の自主的な規制に委ねるべきものと考えます。</p> <p>中間論点整理では「オープンメディアコンテンツに係る違法・有害情報対策については、いわゆるプロバイダ責任制限法の枠組みを適用し、当面行政機関が直接関与しない方向で検討することが適当」とされています。「当面行政機関が直接関与しない方向で検討することが適当」とした方針には基本的に賛同するところですが、4(5)の①に挙げられている「現在は私法上の権利侵害情報のみがプロバイダ責任制限法の対象となっているところ、その責任制限の範囲を諸外国の一部のように違法情報全般や刑事上の責任というところにもまで拡大することが必要か」という点に関しては拡大の必要はないものと考えます。現状のプロバイダ責任制限法の対象は「私人間の権利侵害情報」のみが対象にされているところですが、対処の手段が民事訴訟法の手段を前提とした仕組み(仮差押、口頭弁論、準備書面等の対応)であるため、事業者にとって必ずしも軽減措置とはなっていません。このような状況で、プロバイダ責任制限法の対象を有害情報まで拡大することは、表現の自由を制限する懸念があるほか、事業者の責任及び負担を拡大するものであるため、適当でないものと考えます。</p> <p>一方で、通信利用者の用途が音声通話のみからウェブ閲覧等のデータ通信を含むものへと多様化していく中で生じている新たな問題に対し、各方面から電気通信事業者の対応が求められている実状が存在します。具体的には、Winny等のP2Pファイル交換ソフトによる大容量データ送受信が、電気通信事業者のネットワーク運用へ支障を及ぼし、他の一般利用者の利便性を損なっているという問題や、インターネット上における違法・有害情報の問題に対する対応が挙げられます。</p> <p>しかしながら、電気通信事業者は通信の秘密の保護を遵守しなければならない立場にあり、通信の秘密の侵害に対する違法性阻却事由が十分に整理されていない状況下においては、電気通信事業者が、利用者の通信の内容に応じて当該通信の制限を行うこと、情報の違法・有害性に関する判断や当該情報の削除等を行うことは難しく、その対応に限界があります。このため、融合法制において、通信の秘密の侵害に対する違法性阻却事由等の明確化を行うことにより、電気通信事業者がこのような問題に対して、適切に対処可能となるよう制度整備を行って頂きたいと考えます。</p>

項目	意見
	<p>なお、これらの規制の検討に際しては、その第一の義務を有するのは違法・有害情報を発信する者にあり、電気通信事業者はこれらに対処する立場の者として最小限の義務に止めるよう留意して頂く必要があると考えます。例えば、コンテンツに対するゾーニング規制を実施する場合には、その対象は一義的にはコンテンツの作成者や掲載者であるべきで、電気通信事業者に対しては過度な義務を課さずに、情報削除対応等を必要な時に実施する程度の最小限の規制とすることが望ましいと考えます。</p>
<p>5. プラットフォーム規律に関する主な論点 (1) 既存のプラットフォーム規律の位置付け</p>	<p>・ 情報通信プラットフォームについては、その機能自体や機能の実装形態等において多様なバリエーションが存在し、また今後の技術革新等により、急速に変化する可能性も存在します。さらに、当該プラットフォームの提供主体等により、その発生の経緯も区々であり、例えば、NTT 東西殿等、市場の構造的な要因により生じたプラットフォーム、あるいはISP・移動体事業者等における事業者間の競争の結果として実現したプラットフォーム等の性質の違いが存在します。これらの点を踏まえれば、プラットフォームレイヤーにおいて一律に規制を課すことは適当ではなく、サービス開発等のインセンティブを確保し、各事業者の戦略的対応が可能となるよう、規制の対象はボトルネック性に起因する市場支配的事業者が有するプラットフォームに限定する必要があると考えます。</p> <p>具体的には、ボトルネック性に起因する圧倒的な市場支配力を有するNTT 東西殿が提供するNGNにおける課金・認証等のプラットフォーム機能は、接続事業者にとって新たなボトルネックとなり得るため、規制を課すことが適当であり、当該機能においては接続事業者の希望する部分に接続点を設置する等、確実なオープン化を図ることが必要であると考えます。</p>
<p>6. レイヤー間の規律に関する主な論点 (1) レイヤー間の紛争処理</p>	<p>・ 通信・放送の融合・連携の進展に伴う情報通信社会の構造変化や競争環境等を含む市場構造に対応するためには、電気通信事業紛争処理委員会(以下、「紛争処理委員会」という。)の取扱い対象を電気通信事業者間の紛争のみにとどめておくことは適切ではないと考えます。市場の実態に即した紛争処理の枠組みを整備するためには、紛争処理委員会の取扱い対象を、レイヤー間をまたがる紛争を含めた情報通信サービス全般における事業者間紛争に拡大</p>

項目	意見
	<p>していく必要があると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ なお、紛争処理委員会が従来の電気通信事業者間の紛争以外も取り扱い対象とすることに伴い、これまで以上の専門的かつ広範な知識や見識が求められることが想定されます。このため、紛争処理委員会の独立性や中立性確保により、迅速な紛争解決、紛争の未然防止等、現行、紛争処理委員会に期待されている役割が継続して果たせるよう、体制や機能等について必要な整備がなされるべきと考えます。ただし、必要以上に組織の肥大化や権限強化がなされないよう配慮することも必要と考えます。
<p>6. レイヤー間の規律に関する主な論点 (2) レイヤー間規律の在り方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複数レイヤー間での公正競争確保のためのレイヤー間規律の在り方について検討することが必要と考えます。各レイヤーにおいてボトルネック性または市場支配力を有する市場支配的事業者が他のレイヤーに進出する場合には、当該レイヤーにおけるボトルネック設備開放を義務付けるなど、公正競争確保措置を課すことが必要と考えます。 例えば、伝送設備のレイヤーにおいて加入者回線を独占的に保有することに起因して圧倒的な市場支配力を有するNTT東西殿並びに資本関係を有するNTTグループ各社については、垂直的な兼営を行うことにより他のレイヤーでも容易に当該市場支配力を及ぼし得ます。このため、融合法制はNTTグループ各社については垂直型兼営の禁止を原則として義務付け、当該レイヤーにおけるボトルネック設備の非差別的な開放が確保されない限り、当該業務を認めないという制度とすべきです。また、NTTグループ各社については、他のレイヤーにおいて有する市場支配力を梃子に当該レイヤーを超えてレバレッジを働かす可能性があるため、垂直的な兼営の禁止のみならず、従来と同様に放送用の電波の取得はもちろんのこと、放送サービス(特別メディアサービス、その他のメディアサービス)に係る参入を禁止すべきです。 ・ 加えて、異なるレイヤーにおける市場支配的事業者同士が連携することについては、一体として市場支配力を発揮することにつながりうるため、こうした行為を制限することが必要です。具体的には、NTTグループ各社及び特別メディアサービスを取り扱う事業者相互間では、どのような形態であっても提携を行うことを禁止すべきであると考えます。仮に、加入者回線を独占的に保有するNTT東西殿並びに資本関係を有するNTTグループ各社と放送事業者が排他的

項目	意見
	<p>でない形態で提携することにより通信・放送融合サービスを提供する場合であっても、市場に及ぼす影響を考慮し、公正な競争環境を阻害することにならないよう当該提携の是非は慎重に検討がなされ、公正競争確保のために必要な条件整備が行われる必要があると考えます。</p>
<p>7. 利用者利益の確保・向上のための規律に関する主な論点 (1) 利用者利益の確保・向上のための規律の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本法体系の移行に際して情報通信サービスに関する規制の大括り化及び規制緩和が行われることに鑑み、セーフティネットとしての包括的な利用者利益の確保・向上のための規定整備を行うことは有効と考えます。 <p>ただし、情報通信サービスは、今後、市場の発展が大きく見込まれる分野であり、過度な規律を事前に課すことにより、市場の成長や発展が阻害される懸念が存在します。従って、現状からの過度な規制強化とならないよう、現行法におけるサービス毎の規律の実態に即した利用者利益の確保・向上の在り方が検討されるべきと考えます。また、利用者保護に関しては、消費者契約法など一般法において担保されている部分もあり、融合法制において必要となる利用者保護規律が一般法における規律と重複しないように検討することも必要と考えます。</p> <p>その意味においては、例えば、伝送サービスにおける利用者利益の確保・向上のための規定（現在の電気通信事業法の規定における重要事項の説明、苦情処理等）を、一律、その他のメディアサービス等全ての情報通信サービスに適用するといったことは、特定サービスにおける規制強化へつながることも考えられるため、適当ではないものと考えます。</p>
<p>8. その他の論点 (1) 特定の法人の位置付け</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ボトルネック回線設備を保有し、その不可欠性に基づく市場支配力を有する NTT 殿の在り方は、レイヤー型の法体系に基づく情報通信市場においても大きな影響を与えるものであり、当然、融合法制の在り方にも影響を与えるものと考えます。 <p>従って、中間論点整理における「NTT 及び NHK の業務内容の在り方については、総合的な法体系の在り方に直接影響するものではない」という記述は適当ではなく、NTT 殿に対しては、既存の非対称規制に加え、その在り方を踏まえ、融合法制において、あるべき非対称規制の検討を実施すべきであると考えます。</p>

項目	意見
	<p>1(3)における弊社共意見でも述べたとおり、融合法制によるレイヤー型法体系への転換に際しても、NTT 殿の在り方を想定した法整備が実施されない限り、融合法制において整備すべき規律が不十分なものとなることが懸念されます。仮に融合法制の業法としての性格から特定の法人に関する規律を含めることが適当ではないとされ、NTT 法を包括化できないとしても、融合法制の策定にあたってはレイヤー型法制度下での NTT 殿の在り方を検討し、これを踏まえて具体的な規律の整備を実施することが必要と考えます。</p>
<p>8. その他の論点 (2) 既存事業者の位置付け</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者保護の観点から、新たな法体系への移行により大きな混乱と不利益を引き起こすことのないよう、新たな法体系の移行に際しては、レイヤー型の法体系に基づくものであることを前提として、既存の事業者は移行前と同等の地位が確保されることが必要と考えます。 <p>従って、現在の地位を実質的に承継することとした検討の方向性は妥当であると考えます。</p>
<p>8. その他の論点 (3) 技術基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中間論点整理においても指摘されているとおり、現状では、設備規律及びサービス規律を問わず各法律及び省令等において個々に技術基準が定められています。今回レイヤー型法体系に移行することに伴い、従来の通信・放送といったサービス内容に係らず伝送設備・伝送サービスを提供することになると考えられるため、技術基準も可能な限り共通化し、従来のサービスごとの区別がなくなるようにすることが必要と考えます。技術基準が共通化されない場合、結局は従来のサービスごとの技術基準を満たす伝送設備のみが整備されることとなり、融合法制移行の目的である「通信・放送の融合・連携」が実現せず、融合法制化の趣旨が形骸化されることが懸念されます。 <p>一方、今後新たな技術が出てくる可能性があることから、現行の技術基準の規律内容を整理・統合し、レイヤーごとに可能な限り共通化して必要最小限の水準とすることは、新技術の採用を容易にするという点で妥当であると考えます。</p>
<p>8. その他の論点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、有線テレビジョン放送法においては「マストキャリアー」(義務的再送信)が規定されていますが、一方で電気通信

項目	意見
(4) 有線テレビジョン放送に関する規律の取扱い	<p>役務利用放送法においてはこの規定が存在しません。融合法制の下では、現状の有線テレビジョン放送と電気通信役務利用放送は、ともにその他のメディアサービスに分類されるものと考えられますが、この際に両者の規律の水準が異なることは適当ではないため、有線テレビジョン放送における「マストキャリア」の適用を緩和することについて検討する必要があると考えます。</p>
<p>おわりに (2) 包括的なユビキタスネット法制</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 従来、その政策的側面から電気通信事業法等において、競争促進を意図した規制がなされてきましたが、今後はレイヤー化への移行に伴い、これまでの電気通信事業法等の規制の枠を超え、情報通信事業に留まらずより包括的な競争政策を検討する必要性が高まるものと考えます。このことはすなわち、情報通信産業においても競争政策においては一般法である私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下、「独占禁止法」という)が適用される機会が増えるということを示唆するものと考えます。 従って、独占禁止法との連携を強化しつつ、情報通信産業の特質を踏まえた市場支配力濫用規制及びエッセンシャルファシリティ規制を導入することによって公正かつ自由な競争を可能とし、よりよいユビキタスネット社会を実現していくことが必要であると考えます。 ・ また、通信と放送の融合によるシナジーの強化を図るためにも、通信と放送の区分について著作権法との整合性を確保し、IP マルチキャストなど現状の著作権法上で「放送」とみなされないサービス(IP マルチキャストを用いた地上波再送信は除く)を含めた全てのサービスが同様の取扱いを受けられるよう整理することで、新たな市場の創出、ひいては消費者の利益につなげられるようにすることが必要であると考えます。
<p>おわりに (3) 今後の検討の進め方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 融合法制への移行は、今後の情報通信産業にとって大きな影響を及ぼすものであるため、本件検討の経緯や内容については可能な限り検討内容の透明性を確保し、取りまとめに当たっては適宜広く一般から意見を求めていくことが必要です。 従って、今後のワーキンググループにおける詳細検討においても検討過程を公開し、検討内容の取りまとめに当たっ

項目	意見
	でも随時意見募集を実施するなど、検討過程の透明性を確保するが必要であると考えます。

以上